

## 石巻市ごみ集積ボックス等設置事業費補助金

石巻市では、燃やせるごみのカラス被害等による散乱を防ぎ、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、町内会又は行政区が設置するごみ集積ボックス等の設置に要する費用に対し、補助を行います。

### ■ 補助対象者



次に掲げるすべての要件を満たす町内会等であること。

- (1) 設置したごみ集積ボックス等を適正に維持管理できること。
- (2) ごみ集積ボックス等の設置について、法・政令・省令その他の関係法令を遵守できること。

### ■ 補助の対象となるごみ集積ボックス等

町内会等がごみ集積所へ新たに設置するもので、次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1) 「ボックス型」又は「折りたたみ型」で利用世帯のごみが収納できる大きさのもの
- (2) ごみ収集に支障がない場所に設置されるもので、耐久性があり、景観を損ねないもの
- (3) 鳥類及び猫等の小動物の侵入を防ぎ、かつ、ごみの飛散を防止できる構造であるもの

ボックス型<例>	折りたたみ型<例>
	

### ■ 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次のとおり。

- (1) ごみ集積所ボックス等の購入費及び設置費
- (2) 自らごみ集積ボックス等を製作する場合の材料費及び設置費

### ■ 補助金額

- (1) 「ボックス型」は1箇所あたり、補助対象経費の2分の1の額(千円未満切捨て)又は85,000円のいずれか少ない額
- (2) 「折りたたみ型」は1箇所あたり、補助対象経費の2分の1の額(千円未満切捨て)又は28,000円のいずれか少ない額

### ■ 受付開始日

令和4年度は、4月1日(金)より申請受付を開始します。

<お問合せ先>

石巻市市民生活部廃棄物対策課 TEL 0225-95-1111(内線3373~3376)

又は 各総合支所市民福祉課

※各支所(渡波・稲井・荻浜・蛇田)では受付を行っておりませんので、ご了承ください。